令和4年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における燃油価格高騰により、物流の基幹的役割を担 う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安 定した貨物輸送の維持を図るため、次条に規定する者に対して、県が予算の範囲内 において支給する、香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金(以 下「支援金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

- 第2条 支援金の対象事業者(以下「支援対象事業者」という。)は、次に掲げる各 号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和4年 10 月1日時点で、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 2条第1項に定める一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業又は貨 物軽自動車運送事業を営み、県内に本社又は営業所を有する者とする。
 - (2) 支給申請時に(1) に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があること。

(支給額)

第3条 支給額は、令和4年10月1日現在で支援対象事業者が事業に使用する車両の数に応じて算定するものとし、その対象車両及び単価は別表のとおりとする。

(支給申請)

- 第4条 支給を受けようとする者は、令和4年 12 月 23 日までに、香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書(様式第1号)に、次に定める書類を添付して、郵送等により、知事に提出しなければならない。
 - (1) 香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援事業車両内訳書 (様式第1号別紙1)
 - ※複数事業所がある場合「複数事業所用 車両台数集計表」 (様式第1号別紙2)
 - (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、 貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し
 - (3) 支援対象となる全車両の車検証写し (令和4年10月1日現在で有効期限内の車検証であること)
 - (4) 誓約書(様式第2号)
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(不支給要件)

- 第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、 支援金を支給しない。
 - (1) 香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれかに該当する者
 - (2) 過去に既に次条の支給決定を受けた者
 - (3) 前各号に定めるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断 する者

(支給決定)

- 第6条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金の支給又は不支給を決定し、当該申請をした者に通知する。
- 2 第4条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による支給決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(支給)

第7条 知事は、前条の規定による支給の決定をした日から 30 日以内に口座振替の方法により支援金を支給する。

(申請の取下げ)

- 第8条 支援対象事業者は、第6条の支援決定の通知を受けた場合において、支給の 決定の内容に対して不服があり、支援金の支給の申請を取り下げようとするときは、 当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出 しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の支給決定は、なかったものとみなす。

(支給決定の取消し)

- 第9条 知事は、支援対象事業者が偽りその他不正の手段により支給決定を受けた場合は、第6条の規定による支給決定の取消し又は変更をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該支援対象 事業者に通知する。

(支援金の返還)

第 10 条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に支援金 を支給しているときは、期限を定めて、その部分について支給した額の返還を支援 対象事業者に命ずるものとする。

(加算金)

- 第 11 条 前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る支援金の 受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額(その 一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につ き年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、置年の日を 含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

- 第 12 条 第 10 条の規定により支援金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	1台あたり		自動車検査証の記載事項					
支援区分	•	自動車	用途	自家用・	使用の本拠の	使用者の		
	支給額	の種別	用述	事業用の別	位置	氏名又は名称		
普通貨物 自動車	30,000円	普通	「貨物」					
小型貨物 自動車	20,000円	小型	又は	事業用	香川県内の 住所であること	申請者と同一の 個人または法人		
軽貨物 自動車	10,000円	軽自動車	「特種」					

- ※ 被けん引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外とする。
- ※ 支給額は、令和4年10月1日現在で支援対象者が事業用に登録し、使用する車両の数に応じて算定する。

香川県知事 殿

香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書

香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金支給要綱第4条の規定により、 次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の情報

1 111 11 44 113 114				
所 在 地	(〒 −)			問申い請
法 人 名 ※個人事業主の場合は、 個人事業主名				問い合わせに申請書類等に
代表者職名・氏名				には対関応す
責任者所属·職名·氏名				心でも、
担当者所属·職名·氏名			\Box	₹
連絡先(平日の日中連絡可能なもの)	()	<u> </u>	方裔
許可事業の種類	□一般貨物自動車運送事業 □貨物軽自動車運送事業	□特定貨物自動車運送事業]_	る方 方 局からの

2 支給申請額

車両種別	申請額の計算	左の計算結果
普通貨物自動車	車両1台当たり3万円× <u>台</u>	円
小型貨物自動車	車両1台当たり2万円× <u>台</u>	円
軽貨物自動車	車両1台当たり1万円× <u>台</u>	円
合計額		円

3 振込口座

※ 申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります

上に成りより								
フリガナ								
口座名義								
金融機関名				本支店、	出張所等	名		
預金種目	(いす	"れかに ✓)	当	巫 □		普通	
口座番号								

添付書類

- (1)香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援事業 車両内訳書(様式1号 別紙1) ※複数事業所がある場合「複数事業所用 車両台数集計表」(様式1号 別紙2)
- (2)支援対象となる全車両の車検証写し(令和4年10月1日現在で有効期限内の車検証であること)
- (3)一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し
- (4)誓約書(様式第2号)

※全事業	所の通し枚数
/	枚目

会社名	事業所名	

※事業所ごとに内訳書を作成してください。

【記入例】

種別	用途		車直	両No.		添付資料
普通	貨物	香川	100	あ	1234	☑ 車検証
小型	貨物	高松	400	あ	5678	₫ 車検証
軽	特種	香川	880	IJ	9012	₫ 車検証

【内訳書】

	【内訳書】					
通し番号	種別	用途	車両No.	添付資料		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		
				□ 車検証		

【当該ページ集計】

区分	用途	内訳	計
普通	貨物	台	4
日世	特種	台	台
小型	貨物	台	台
小至	特種	台	П
軽	貨物	台	台
#土	特種	台	

※車検証をコピーして、右上に「通し番号」を記載して順番に並べて提出してください。

複数事業所用 車両台数集計表

会社名				
	事業所名	普通貨物自動車数	小型貨物自動車数	軽貨物自動車数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	合計	台	台	台
	×単価	@30,000	@20,000	@10,000
	支援金額	円	円	円
	又恢並谻	合計		円

【誓約書】

香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金の支給を申請する に当たり、下記の内容について誓約します。

また、香川県が暴力団排除に必要な場合には、香川県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

- ・ 香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書の 記載内容は、事実に相違ありません。
- ・ 事務局から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、国・県・(一社)香川県トラック協会(以下「協会」)・事務局等が行う訪問調査に協力します。
- 国税及び県税に未納はありません。
- ・ 申請日時点において、要綱第2条(1)に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があります。
- ・ 要綱第2条に掲げる要件を満たし、支援金は要綱第1条の趣旨に基づき、事業を継続する用途に使用します。
- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ① 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年 法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されること に同意します。

香川県知事 殿

令和 年 月 日

代表者職名・氏名

※申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名すること (法人の場合は、代表者印の押印でも可とする)。

香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金の概要

令和4年11月1日

1 事業の目的

コロナ禍における燃油価格高騰により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳し い経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、支援金を 支給するもの。

2 支援対象事業者

次のいずれにも該当する事業者であること。

- (1) 令和4年10月1日時点で、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項 に定める一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営 み、県内に本社又は営業所を有する者とする。
- (2) 支給申請時に(1)に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があること。

3 対象車両及び支給額

		自動車検査証の記載事項					
支援区分	1 台あたり 支給額	自動車 の種別	用途	自家用・ 事業用の別	使用の本拠の 位置	使用者の 氏名又は名称	
普通貨物 自動車	30,000円	普通					
小型貨物 自動車	20,000円	小型	「貨物」 又は 「特種」	事業用	香川県内の 住所であること	申請者と同一の 個人または法人	
軽貨物 自動車	10,000円	軽自動車					

[※] 被けん引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外とする。

[※] 支給額は、令和4年10月1日現在で支援対象者が事業用に登録し、使用する車両の数に応じて 算定する。

4 申請手続き

○申請の受付期間

令和4年11月1日(火)から令和4年12月23日(金)まで<消印有効>

○申請に必要な書類等

支援金申請書兼請求書等の様式は、香川県ホームページ又は一般社団法人香川県トラック協会ホームページからダウンロードしてください。

○添付書類

- ・香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援事業車両内訳書(様式第1号別紙1) ※複数事業所がある場合「複数事業所用 車両台数集計表」(様式第1号別紙2)
- ・一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し
- ・支援対象となる全車両の車検証写し(令和4年10月1日現在で有効期限内の車検証であること)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・その他知事が必要と認める書類

○受付方法

- ・申請書類は、申請先(問合せ先)宛てに**郵送**により、提出してください。 ※簡易書留、レターパックプラスなど、送達が確認できる方法で送付してください。
- ・県内に営業所が複数ある場合、<u>法人又は個人事業主の**事業者単位で申請**してください</u>。
- ・同一事業者が本支援金を申請できるのは、**1回限り**とします。

≪郵送前にご確認ください≫

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請先(問合せ先)】

〒760−0066

香川県高松市福岡町3丁目2番3号 (香川県トラック総合会館2F)

香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金事務局

TEL: 087-802-3165 FAX: 087-823-5160

※FAX による申請はできません。

業務時間:9:30~12:00、13:00~16:00(土・日・祝日を除く。)

5 支給決定

県は提出された支援金申請書兼請求書の内容を審査し、支援金の支給又は不支給を決定し、当該申請をした者に通知します。

6 支援金の支給

支援金は、支給決定後、口座振替の方法により支給します。

7 その他

支援金の申請に当たっては、支援金支給要綱を十分ご確認ください。

申請書類チェックリスト

営業所ごとの申請はできません。法人又は個人事業主の事業者単位で御申請ください。 申請は1事業者につき1回のみですので、申請忘れのないようご注意ください。

1	香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金 申請書兼請求書(様式第1号)			
•	記載例をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。			
	手書きの場合は、ペン又はボールペンで記入してください(消せるボールペン等は	不可)。		
	「責任者」欄及び「担当者」欄には所属名および役職名を記載してください。	. 2/0		
	「責任者」は、役職に関わらず、申請書兼請求書に係る事務を担当する部門の長を指	します。		
	「担当者」は、申請書兼請求書に係る事務を担当する部門の者を指します。	0 0 7 8		
	※申請書の内容について、事務局から「担当者」の方に問い合わせる場合があり	ます。		
•	代表者と責任者が同じ者の場合や、責任者と担当者が同じ者の場合は「同上」とい	う記載		
	で構いません。	, ,, ,,,		
•	「許可事業の種類」は該当する事業すべてに「✔」を付けてください。			
•	振込先口座については、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は、	場合は		
	当該個人事業主本人名義の口座を記載してください。			
2	香川県原油価格・物価高騰に伴う			
	貨物自動車運送業支援事業車両内訳書(様式第1号別紙1)			
•	記載例をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。			
	営業所単位で作成 してください。用紙が不足する場合は、県又はトラック協会ホーム	ページ		
	に様式を掲載しておりますので、印刷してご利用ください。			
•	左端に記載されている通し番号を、対応する車検証写しの右上に記載し、順番通りは	こ並べて		
	ください(同一の営業所で21台以上ある場合は、2枚目に21番から記載してくだる	ž Λ ν) °		
×	後 複数事業所用 車両台数集計表 (様式第1号別紙2)			
•	営業所が複数ある場合は作成が必要です。営業所別の車両数を集計してください。			
3	一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る 許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し			
•	紛失等している場合は、認可書や支局等の受付印が入った届出書など、申請者が			
	「一般貨物自動車運送事業」又は「特定貨物自動車運送事業」又は「貨物軽自動車運	送事業」		
	を営んでいることが確認できる書面を添付してください。			
4	支援対象となる全車両の車検証写し			
	(令和4年10月1日現在で有効期限内の車検証であること)			
•	右上に車両内訳書と対応する通し番号を記載 して、順番に並べてください。			
•	支給要件を満たす車両かどうか、確実にご確認をお願いします。			
5	誓約書(様式第2号)			
・記載例をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。				
	・「代表者職名・氏名」欄は、必ず申請者(法人の場合は代表者)が自署してください。			

・法人の場合は、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印の押印でも可とします。

■よくある質問と回答

■よくめる質問と回答			
質問	回答		
支援金の概要について			
支援金はいくらもらえるのか。	令和4年 10 月1日現在で支援対象者が事業用に登録し、使用する車両の台数によって異なります。1 台あたりの支給額は、普通貨物自動車は30,000円、小型貨物自動車は20,000円、軽貨物自動車は10,000円です。		
支援対象事業者について			
本社は香川県外で、香川県内に営業所がある場合は対象になるか。	本社でなくても、営業所等の事業の拠点が 県内にあれば、対象になります。対象車両 は、車検証に記載の使用の本拠の位置が香 川県内の住所である車両(県内ナンバー) に限ります。 ※県内のナンバー:香川又は高松		
香川県内に車庫はあるが、営業所がない場合、対象となるか。	対象になりません。 ただし、県内に営業所があり、車庫が県外 にある場合は、車両が県内ナンバーであれ ば対象となります。		
令和4年10月1日時点においては、香川 県内の営業所で貨物自動車運送事業を営ん でいたが、申請時点で香川県内の営業所を 廃止している場合、対象となるか。	支援対象になりません。		
令和4年10月1日時点で、事業を休止していた場合は、対象となるか。	令和4年10月1日時点で事業を休止して いた場合は、対象になりません。		
対象車両について			
県内営業所にある他県ナンバーの車両は対 象となるか。	対象となりません。		
リース車は対象となるか。	対象車両の要件を満たしている車両で、車 検証に記載の使用者が、申請者と同一の個 人または法人であれば対象となります。		
バイクは対象となるか	対象となりません。		
トレーラー(被けん引車)は対象となるか	対象となりません。		
支援区分の「普通」、「小型」、「軽自動車」は どこを見ればわかるか	車検証の「自動車の種別」を御確認ください。		

質問	回答		
申請書類について			
香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動 車運送業支援事業車両内訳書(様式第1号 別紙1)に車両情報を記載する際、どの順 番で記載すればよいか。	車両の使用の本拠としている営業所ごと に、「普通」→「小型」→「軽」の順で記載 してください。		
様式第1号別紙1の記載について、複数の 営業所で使用している事業用車両は、どの 営業所の内訳書に記載すればよいか。	車両の使用の本拠として運輸局に届け出た 営業所の内訳書に記載してください。 (車検証の「使用の本拠の位置」に記載される営業所をいいます。)		
営業所や車両の数が多く、様式第1号 別紙 1の行が足りない場合はどうすればよい か。	県又はトラック協会ホームページに様式を 掲載しておりますので、印刷して営業所ご とに作成してください。 対応が困難な場合は、事務局へ御相談くだ さい。		
許可書等が見当たらない場合はどうすればよいか。	認可書や支局等の受付印が入った届出書な ど、申請者が「一般貨物自動車運送事業」又 は「特定貨物自動車運送事業」又は「貨物軽 自動車運送事業」を営んでいることが確認 できる書面を添付してください。		
申請方法等について			
申請書類はどこに送ればよいのか。	香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金事務局まで郵送してください。その際、簡易書留、レターパックなどの郵便物の追跡ができる方法で送付してください。持参や FAX による申請はできません。また、県庁では受け付けておりません。		
営業所ごとに申請することは可能か。	営業所ごとに申請することはできません。 法人又は個人事業主の事業者単位で申請し てください。		
「一般貨物自動車運送事業」又は「特定貨物自動車運送事業」と、「貨物軽自動車運送事業」を営んでいるが、まとめて申請できないのか。	申請できます。		
その他			
他の市町村等が実施する支援金等との併給は可能か。	制度を所管する市町等にお尋ねください。		